

令和7年度「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」掲載事業
J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運營業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市を含む静岡県中部5市2町（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町）は、圏域で共通して抱える人口減少などの大きな課題に立ち向かうため、しずおか中部連携中枢都市圏を形成し、圏域の一体的な発展を目指している。

本業務は、圏域内のJ R 沿線主要駅付近においてイルミネーション等の整備を含む賑わい創出イベントを実施し、これを一体的にP Rすることで各駅周辺（各市中心市街地）の活性化を図るものである。

本市では、まちなかの賑わい創出を目的とした冬季の集客施策として、華やかなイルミネーションやオブジェなどの設置・ライトアップイベント等の開催により、見て、遊んで楽しめるような場所を創出する事業を実施する。実施にあたっては、J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運營業務委託として、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

本要領は、プロポーザルによる事業者選定に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月6日（金）まで

(4) 事業費（提案）上限額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※警備委託費用は含まない

(5) 担当部署

島田市 産業経済部 商工課

〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1（島田市役所本庁舎2階）

電話：0547-36-7164 FAX：0547-37-8200

E-mail：syoukou@city.shimada.lg.jp

3 参加条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 島田市の入札参加資格を有する者であること。

※島田市入札参加者資格の申請をしていない事業者は、提案書提出期限前に資格を取得す

ること。

- (3) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けてないこと。
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てのほか、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 納期限の到来している国税及び地方税（法人税、消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- (7) 宗教団体、政治団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表して市及び第三者と折衝する権限並びに自己の名義をもって市に対して委託料の請求等、包括的な責任を負う代表企業（代表者）を決めること
 - イ 共同企業体を構成する団体（代表者・構成員）のそれぞれが、上記(2)～(7)で規定する全ての要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体の代表企業が、(1)の要件を満たすこと。
 - エ 単独で参加する者が他の共同企業体の代表者・構成員となること及び共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員となることはできない。
 - オ 構成企業一覧表（様式第 3 号）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成団体の役割、責任分担に関する事項が記載されていること）を提出すること。
 - カ 共同企業体の構成団体の変更は原則認めない。

4 スケジュール

No.	内容	時期
1	公告（実施要領等の公開）	令和 7 年 6 月 27 日（金）
2	質問書受付期間	令和 7 年 6 月 27 日（金）から 7 月 4 日（金）まで
3	参加表明書等提出期間	令和 7 年 6 月 27 日（金）から 7 月 11 日（金）まで
4	質問書に対する回答	令和 7 年 7 月 9 日（水）まで
5	参加資格決定通知書の送付	令和 7 年 7 月 16 日（水）まで
6	企画提案書等提出期限	令和 7 年 8 月 4 日（月）まで
7	審査結果通知	令和 7 年 8 月 11 日（月）まで
8	発注協議	令和 7 年 8 月 11 日（月）から 8 月 18 日（月）
9	契約締結	令和 7 年 8 月 22 日（金） ※予定
10	企画準備期間	契約締結後～令和 7 年 10 月 31 日（金）
11	イルミネーション設置期間	令和 7 年 10 月 31 日（金）～11 月 21 日（金）
12	イルミネーション点灯期間	令和 7 年 11 月 22 日（土）～令和 8 年 1 月 30 日（金）
13	イルミネーション撤去期間	令和 8 年 1 月 31 日（土）～2 月 6 日（金）

5 質問書の提出期限、提出場所及び方法

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成、提出に関する事項及び本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年7月4日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出場所 当実施要領2(5)のメールアドレスあて
- (3) 提出方法 電子メール（タイトルに「プロポーザルに関する質問書」と記載する。）
- (4) 提出書類 様式第5号「質問書」

6 質問書への回答

令和7年7月9日（水）までに、参加表明をした全事業者（共同企業体の場合はその代表企業）に電子メールにより回答するほか、回答を作成次第、随時ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年7月11日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出場所 当実施要領2(5)に掲げる担当部署
- (3) 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
- (4) 提出書類
 - ア 様式第1号「公募型プロポーザル参加表明書」
 - イ 様式第2号「事業実績」（直近5年以内に実施した類似事業）
 - ウ 会社（団体）概要（写し可）
 - エ 身分証明書の写し（個人の場合）
 - オ 納税証明書（写し可）（税金の未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の2（個人の場合）、その3の3（法人の場合）、発行日より3か月以内のもの）
 - カ 様式第3号「構成企業一覧表」（共同企業体のみ）
 - キ 共同企業体協定書の写し（共同企業体のみ）
 - ク 様式第4号「委任状」（共同企業体のみ）

8 参加資格決定通知書

- (1) 市は、提出された参加表明書等の内容を審査し、令和7年7月16日（水）までに様式6号「参加資格決定通知書」を、電子メールにより事業者に対して通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について通知を受けた日の翌日から起算して7日（祝日等を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の求めには受け付けない。
- (3) 参加者決定に際して、提出書類に不備等があった場合には失格とする。

【以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】

9 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「辞退届」を令和7年7月10日（木）17時まで（必着）に、当実施要領2（5）あてへ提出すること。なお辞退しても以後における不利益な扱いは受けない。

10 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

「8 参加決定通知書」により参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月4日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出場所 当実施要領2（5）の担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
- (4) 提出書類

No.	提案書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第8号を使用すること
②	企画提案書	「11 企画提案書について」に従って作成し、審査項目ごとに記載すること。
③	見積書及び内訳書	様式第9号及び様式第10号を使用すること 見積書の算出根拠となる内訳書の詳細の様式は提案事業者独自とするが、項目区分は遵守すること

ア ①②③を一緒にA4（日本産業企画A列4番）サイズの紙製ファイルに綴じること。

イ 企画提案書は代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を5部提出すること。

ウ 副本には、企画提案参加者を特定・識別できるような商号、名称、記号等を記載しないこと。

11 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

仕様書の内容を十分に踏まえ、以下の事項について、企画提案書に記載すること。提案内容には、必要に応じ、その手法や内容を提案したポイントや理由を合わせて記載すること。

記載方法については「**14 受注候補者の選定（7）審査基準**」に記載している審査項目ごとに記載すること。

なお、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性があるため留意すること。

(2) 書式等

企画提案書の用紙サイズはA4（縦及び横）を基本として、それを超えるものはA4の大きさに折り曲げること。

(3) 提案を求める事項

ア 業務実施体制

- ① 事業の企画・運営にあたっての実施体制（人員配備について見積書に計上すること）
- ② 総合的な安全管理体制・突発的事項への即応体制
- ③ 業務の遂行スケジュール

イ 企画提案

- ① デザインコンセプトや特徴、セールスポイント
- ② 誇張した表現を避けたイルミネーション等のデザインイメージ
- ③ 企画デザインに基づく、設営に要する資材（LED、配線ケーブル、仮設構造物など）の一覧表（数量、価格、消費電力等を含む）、想定される総電球数
- ④ 点灯式の企画・運営
- ⑤ PRツール（チラシ・ポスター・ウェブサイトなど）
- ⑥ 本業務実施に係る評価や効果測定、検証についての手法

ウ 費用及び参考資料

- ① 一連の業務に係る請負金額の見積書（実施会場ごと、業務ごとの明細を含む）
- ② 提案を補足する資料（サンプル動画や資材カタログ等）【任意】

12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 費用の負担

プロポーザル参加に必要な書類の作成・提出及び提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 使用言語等

参加表明書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によることとする。

(3) 提出書類の取り扱い

ア 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類提出を求める場合がある。

イ 採用、不採用にかかわらず、提出書類は返却しない。

ウ 提出書類の著作権は、本市に帰属する。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については、提案者に帰属する。また、公表等が特に必要と認められる場合は、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(4) 情報公開

島田市情報公開条例の規定に基づいて対応する。

(5) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接・間接を問わず、故意に抵触を求めること。

イ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- キ 見積書に記載した金額が2(4)に掲げる限度額を超過しているとき。

(6) 著作権・特許権

企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(7) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(8) その他

ア 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等が提出されない場合は、辞退したものとする。

イ 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

13 見積書作成に当たっての注意事項

(1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。

※イルミネーション点灯時に発生した電気料については、受託者が計算を行い、支払いをすること。

(2) 通貨単位は円とする。

(3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(4) 点灯セレモニー実施時に交通規制が必要となる場合は、委託者である島田市役所商工課が別途警備委託を行う。

14 受注候補者の選定（審査方法など）

(1) 本業務の受注候補者選考にあたっては、審査委員が、提出された企画提案書等の内容及び提案価格を別の審査基準に基づいて公平かつ客観的に評価・選定する。

(2) 総合計の最も高い提案者が2者以上であるときは、見積金額の低い者を受注候補者とする。また、見積金額も同額である場合はくじにて受注候補者を決定する。なお、くじについての辞退はできないものとする。

(3) 総合計満点の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、受注候補者選定から除外する。

(4) 提案者が1者であっても、その提案の評価が最低基準点以上となった場合は受注候補者として選定する。

(5) 選定結果については、令和7年8月11日（月）までに以下のとおり電子メールにより提案者全員に通知するほか、ホームページで公表する。

(6) 審査委員会は、非公開とする。

(7) 審査基準

審査項目	評価視点	評価点
①事業計画全体	・本業務の趣旨・目的等を十分に理解した上での実施方針となっているか。	5
②業務実施体制	・業務全般、イルミネーション設置、点灯セレモニー企画運営等の各業務の遂行に必要な人員が適切に見込まれているか。 ・担当者が専門知識、経験、資格等を有しているか。 ・業務全般、イルミネーション設置、点灯セレモニー企画運営等の各業務の遂行での市民及び周辺施設の安全に配慮されているか。 ・突発的事項への対応が練られているか。(※想定される事項に対して具体的な対策及び発生時の対応体制が示されているか。) ・発注者が随時、業務工程を把握できる体制にあるか。 ・市主催の公共性を有する事業の受託者として、ふさわしい業務取組体制が確保されているか。	20
③イルミネーションデザイン	・幅広い年齢層の方に来場いただけるような仕掛け、立ち止まり、そこで過ごしたいと思えるような仕掛けがあるか。 ・何度も訪れても飽きないように工夫されているか。 ・市民参加が期待できるような企画提案がされているか。 ・イルミネーションエリア内を一体で見せる仕掛けがあるか。 ・イルミネーション装飾は、予算に見合う規模であるか。	50
④点灯セレモニー	・イルミネーションエリア周辺へ賑わいを創出する内容となっているか。	10
⑤PR方法	・魅力あるPR方法となっているか。 ・幅広い年齢層に周知できる方法をとっているか。 ・島田市に立ち寄るきっかけとなるPRを行っているか。	20
⑥業務工程	・各種申請等を理解した工程となっているか。 ・無駄のない効率的な工程となっているか。	10
⑦業務見積額	・見積金額が提案内容に対して妥当か。	5
合計		120

15 契約に関する条件

受注候補者と契約内容の協議を行った上で、随意契約による見積執行及び契約締結を行う。ただし、この協議及び契約締結が整わなかった場合は、次の順位の提案者と同様の協議を行うこととし、以下同様とする。

16 その他

(1) 個人情報の保護

本業務の受託者は、業務の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、島田市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本業務の受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を目的外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

(3) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に、仕様書との不一致及び不備が発見された場合には、無償で是正完了措置を行うこと。